

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 20 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局

私立幼稚園所管部局

御中

保育担当部局

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省高等教育局私学助成課
厚生労働省子ども家庭局保育課

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく
特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

特別支援に係る補助については、別添のとおり、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定。以下「地方分権方針」という。）において、「私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭 51 政令 289）4 条 1 項 2 号口）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法 59 条 4 号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する」とされていたところです。

今般、下記のとおり、その具体的な内容を整理してお知らせしますので、各都道府県におかれては、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）における対応に留意いただくとともに、管内の市区町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、地方分権方針では、認定こども園における対応として記載がされていますが、幼稚園・保育所においても同様の対応が求められるものであることから、本事務連絡は全ての施設類型に適用することとしていますので、その旨申し添えます。

記

1. 対象児童の確認・判断時期について

私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）における対象児童の確認・判断は、一般補助に係る園児数を算定する 5 月 1 日時点で行われている例が多いところ、それ以降に、対象児童が新たに入園したり、在園児が障害を有していることが発覚する場合もあるため、満 3 歳児の園児数を算定する翌年 1 月時点で改めて確認・判断を行うなど、実態に即した丁寧な対応を行うこと。

2. 障害の有無の確認方法について

各事業の対象児童に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳や医師の診断書を必須とするものではないため、巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見など、柔軟な確認方法を取り入れること。

【添付資料】

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）（抄）

【担 当】文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 大野、大林、鈴木 T E L 03-5253-4111（内線）2714 直 通 03-6734-2714 F A X 03-6734-3736

<別添>

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

平成 29 年 12 月 26 日
閣 議 決 定

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣府】

(15) 私立学校振興助成法（昭 50 法 61）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭 51 政令 289）4 条 1 項 2 号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法 59 条 4 号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）